

議長

○

次二

衆議院議員選舉法第十條ノ特例ニ關スル

法律案帝國議會へ提出ノ件

裁判所構成法戰時特例中改正法律案帝國

議會へ提出ノ件

戰時緊急措置法案帝國議會へ提出ノ件

以上三件ヲ一括シテ議題ニ供ス第一讀會ヲ

開キ朗讀ハ之ヲ省略シテ直ニ審査委員長ノ

報告ヲ求ム

報告員

(清水)

今回御諮詢ノ衆議院議員選舉法

第十條ノ特例ニ關スル法律案帝國議會へ提

出ノ件、裁判所構成法戰時特例中改正法律案

帝國議會へ提出ノ件及戰時緊急措置法案帝

國議會へ提出ノ件ニ付本官等審査委員ヲ命

ゼラレ本日委員會ヲ開キ當局大臣及關係諸

官ノ辯明ヲ聽キ以テ之ガ審査ヲ遂ゲタリ

今本案各件ノ要旨ヲ説明スレバ次ノ如シ

第一 衆議院議員選舉法第十條ノ特例ニ關

スル法律案帝國議會へ提出ノ件  
現行衆議院議員選舉法第十條ノ規定ニ依  
レバ衆議院議員ハ國務大臣内閣書記官長  
法制局長官各省政務次官參典官等特殊ノ  
官ヲ除キ官吏ト相兼ヌルコトヲ得ザルモ  
ノト爲セルが大東亞戰爭ノ現段階ニ於テ  
ハ廣ク適材ヲ官界ニ招致シ國政ノ運営ニ  
其ノ能力ヲ十分ニ活用セシムルノ要アル  
ニ由リ茲ニ本案ヲ以テ右ノ規定ニ特例ヲ  
設ケ大東亞戰爭中衆議院議員ハ在職ノ儘

勅令ヲ以テ指定スル官吏ト相兼ヌルコト  
ヲ得ルコトヲ定メ此ノ法律案ヲ今期ノ帝  
國議會ニ提出セントスルモノナリ

第二 裁判所構成法戰時特例中改正法律案

帝國議會へ提出ノ件

抑々裁判所構成法戰時特例ハ司法事務ノ  
運営ヲ戰時態勢下ニ置カンガ爲昭和十七  
年二月制定セラレ翌十八年十月戰局ノ新  
ナル段階ニ順應セシムベク所要ノ改正ヲ  
施サレタルガ其ノ後戰局ノ推移ハ著シク

急調ヲ送リ司法事務ヲ現下ノ緊迫セル事  
態ニ即應シテ迅速且機動的ニ運営セシメ  
ンガ爲ニハ現行制度ニ對シ更ニ新ナル改  
正ヲ加フルノ必要ヲ見ルニ至レリ仍テ政  
府ニ於テハ本案ノ裁判所構成法戰時特例  
中改正法律案ヲ立案シ之ヲ今期ノ帝國議  
會ニ提出セントスルモノニシテ其ノ要旨  
ヲ説明スレバ左ノ如シ

(一) 現行制度ニ依レバ裁判所ノ設立廢止及  
管轄區域竝ニ其ノ變更ハ法律ヲ以テ之

ヲ定ムルコトトセラレタルガ戰局ノ進  
展ニ伴ヒ之ヲ急速ニ變更セシムルノ途  
ヲ拓キ置クノ要アルヲ以テ本案ハ此等  
ノ事項ヲ勅令ニ依リ定ムルコトヲ得ル  
モノトス

(二) 現行制度ハ既ニ或程度裁判所間ニ於ケ  
ル判事代理ノ制ヲ設ケタルガ之ヲ以テ  
ハ到底最近ノ情勢ニ即應スルノ態勢ヲ  
樹ツルコトヲ得ザルガ故ニ本案ニ於テ  
ハ之ガ制度ヲ擴張シ廣ク裁判事務上必

要アリト認ムルトキハ控訴院長ハ其ノ  
管轄区域内ニ於テ一ノ裁判所ノ判事ニ  
他ノ裁判所ノ判事ノ代理ヲ命ズルコト  
ヲ得ルモノトス

(三)現行制度ニ依レバ開廷其ノ他裁判所判  
事又ハ檢事ノ行フ一定ノ職務ニ付テハ  
裁判所書記ヲ立會ハシメ調書ノ作成等  
ヲ其ノ職掌ト定メタルガ近時應召等ニ  
因ル書記ノ不足及戰災等ニ因ル其ノ缺  
勤ハ裁判事務ノ運行ニ影響ヲ及ボシツ

ツアルヲ以テ本案ハ裁判所書記差支ノ  
爲其ノ事務ヲ取扱フコト能ハズ且試補  
ヲシテ裁判所書記ノ事務ヲ取扱ハシム  
ルコト能ハザル場合ニ於テ手續ノ遲延  
ヲ來スノ虞アルトキハ裁判所判事又ハ  
檢事ヲシテ裁判所書記ノ立會ナクシテ  
其ノ職務ヲ行ハシメ此ノ場合ニ於ケル  
調書ノ作成其ノ他裁判所書記ノ事務ハ  
判事又ハ檢事自身ヲシテ取扱ハシムル  
コトヲ得ルモノトス

四現行制度ニ於テハ開廷ハ區裁判所ニ關  
スル特例ヲ除キ裁判所ノ廳舎内ニ於テ  
之ヲ行フモノト定メタルガ最近ニ於ケ  
ル敵襲ノ情況ニ鑑ミ本案ハ之ガ制限ヲ  
緩和シ司法大臣必要アリト認ムルトキ  
ハ裁判所ヲシテ同大臣ノ定ムル場所ニ  
於テ其ノ職務ヲ行ハシムルコトヲ得ル  
コトトシ控訴院長地方裁判所長亦同大  
臣ノ委任ヲ受ケ各其ノ管轄區域内ニ於  
テ同様ノ職權ヲ行フコトヲ得ルモノト

ス

五現行制度ニ依レバ裁判所ノ公開シタル  
法廷ニ於テハ判事、檢事、裁判所書記及辯  
護士ハ一定ノ制服職服ヲ着用スベキモ  
ノナルガ戰災等ノ事由ニ依リ制度ノ實  
行困難ナル事例アルニ鑑ミ本案ニ於テ  
ハ之ヲ緩和シ裁判長事情已ムヲ得ズト  
認ムルトキハ此ノ制度ニ依ラザルコト  
ヲ得ル旨ヲ定メ得ルモノトス

六裁判所構成法戰時特例ハ昭和十八年勅

令第八十七號ヲ以テ臺灣ニモ施行セラ  
レタルガ同地ニ付テハ前述改正諸點ノ  
中一部ハ既ニ律令ヲ以テ同趣ノ事項ヲ  
定メ又ハ從來ヨリ其ノ制ナキヲ以テ其  
ノ關係條項ハ之ヲ同地ニ適用セザルコ  
トトス

第三 戰時緊急措置法案帝國議會へ提出ノ  
件

當局大臣ノ説明ニ依レバ現下ノ非常事態  
ニ對處シ國政遂行ニ萬遺憾ナキヲ期セシ

ガ爲ニハ戰力ノ集中發揮ニ必要ナル諸般  
ノ事項ニ關シ應機ノ措置ヲ迅速果敢ニ講  
ズルノ要切ナルモノアリ然ルニ現行各種  
ノ法制ハ極メテ周密複雜ニシテ戰時下行  
政ノ機動的運營ヲ期スル上ニ支障ヲ生ズ  
ルノ虞アルモノ尠シトセズ而シテ之ガ具  
體的必要ノ生ゼル都度法令ノ改正ヲ行ヒ  
然ル後措置ヲ爲スガ如キハ到底當面ノ需  
要ニ應ズルコト能ハズ又新ニ法律ヲ以テ  
規定スベキ事項ニ關シテモ一々法律ヲ以

テ帝國議會ノ協賛ヲ經テ制定實施スルノ  
暇ナキ場合亦豫想セラルルニ到レリ仍テ  
政府ニ於テハ今回右ノ要請ニ應ゼンガ爲  
本法律案ノ御制定ヲ仰ガントシ茲ニ本件  
ヲ以テ本院ノ詢議ニ付セラレタルモノナ  
リ  
次ニ本法律案ノ内容ヲ述ブレバ左ノ如シ  
一 大東亞戦争ニ際シ國家ノ危急ヲ克服ス  
ル爲緊急ノ必要アルトキハ政府ハ他ノ  
法令ノ規定ニ拘ラズ(イ)軍需生産ノ維持

及増強(ロ)食糧其ノ他生活必需物資ノ確  
保(ハ)運輸通信ノ維持及増強(ニ)防衛ノ強  
化及秩序ノ維持(ホ)税制ノ適正化(ヘ)戦災  
ノ善後措置(ト)其ノ他戦力ノ集中發揮ニ  
必要ナル事項ニシテ勅令ヲ以テ指定ス  
ルモノニ關シ應機ノ措置ヲ講ズル爲必  
要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコト  
ヲ得ルモノトス  
(二)政府ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ前項ノ命  
令ニ依リ爲ス處分又ハ同項ノ處分ニ因

リ生ジタル損失ヲ補償スルコトヲ得ル  
モノトス

(三) 前述第一項ノ命令若ハ之ニ依リ爲ス處  
分又ハ同項ノ處分ニ違反シタル者及右  
ノ各處分ヲ拒ミ妨ゲ又ハ忌避シタル者  
等ニ對スル罰則ヲ定ム

(四) 第一項ノ規定ニ基ク措置ニシテ重要ナ  
ルモノニ付テハ政府ハ之ヲ戰時緊急措  
置委員會ニ報告スベク右委員會ニ關ス  
ル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ムルモノト

ス

(五) 本法施行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ  
以テ之ヲ定ム

按ズルニ本案ノ三件中第一ノ件ハ現下ノ時  
局ニ際シ廣ク適材ヲ官界ニ登用センガ爲衆  
議院議員ノ兼ヌルコトヲ得ル官ノ範圍ヲ擴  
張セントスルモノ、第二ノ件ハ戰局ノ緊迫ニ  
即應シ司法事務ノ機動的運営ニ資セシメン  
ガ爲裁判所構成法ノ特則ヲ設ケントスルモ  
ノニシテ孰レモ別ニ支障ノ虞ナキモノト認



ム次ニ第三ノ件ハ現下際會スル國家ノ危急  
ヲ克服セシガ爲政府ニ對シ一定ノ範圍ニ於  
テ現行法令ノ規定ニ抵觸スル命令ヲ發シ及  
處分ヲ爲スノ權限ヲ賦與スルコトヲ主眼ト  
スルモノニシテ眞ニ重要ナル案件ナリト謂  
ハザルベカラズ仍テ本官等殊ニ縝密審議ヲ  
盡シタル結果前古未曾有ノ此ノ難關ヲ突破  
スルノ方途トシテ本件ノ措置ヲ採ルコト蓋  
シ已ムヲ得ザルモノト認ムルニ至レリ仍テ  
審査委員會ニ於テハ本案ノ三件ハ孰レモ此

ノ儘之ヲ可決セラレ然ルベキ旨全會一致ヲ  
以テ議決シタリ

右審査ノ結果ヲ報告ス

議長(平沼) 別ニ御發言ナキ故第二讀會以下ヲ

省略シテ直ニ採決スベシ本案賛成ノ各位ノ

起立ヲ請フ

(全員起立)

議長(平沼) 全會一致可決セラレタリ

本日ハ之ニテ閉會ス

聖上入御

午後三時五十分閉會

議長男爵 平沼騏一郎

書記官長

書記官

諸橋 義  
高辻 正巳